

北の自然

北海道自然保護連合通信

No.77 2006.7.31



日高・戸萁別岳

サンルダムは本当に必要なのか？

サンル川を守る会

代表 橋本 泰子



サクラムスの遡上する天塩川

去る3月23日、北海道内12の市民団体により、北海道開発局（以下開発局）が示す天塩川水系河川整備計画（案）に対し、これまで挙げてきた疑問や問題点をまとめ、私たちの提言を盛込んだ冊子『サンルダムは本当に必要なのか？～天塩川の治水計画とサンルダム建設計画の問題点～』を発行しました。これは、サンルダム建設計画について唯一の議論の場である、天塩川流域委員会（以下流域委）で、今後の議論の資料に、そして、委員会の席上で説明させていただくことを願い、開発局ならびに流域委へ配布したものです。

これに対し、流域委は開発局に精査を要求、開発局は精査を行うとしながら、一切のデータを示すことなく否定を繰り返す資料『天塩川の河川整備計画に関して寄せられたご意見について』が第14回流域委（5月30日）の中で配布さ

れました。これでは何の精査にも反論にもなっておらず、国民と流域委に対する説明責任を、開発局は全く果たしていないと言わざるを得ません。このように、サンルダムが抱える多種にわたる問題は、何一つ解決に向かうことなく、流域委ではダムありきの議論を押し進めることが懸念されます。幸いにして、天塩川下流域に漁業権を有する北るもい漁業協同組合がダム本体着工に不同意を表明（H17年2月）、開発局は同組合の同意なしに事業はすすめないとし、現在は道道の付け替え工事の着工にとどめられています。

サンルダムは天塩川水系名寄川の支流、サンル川に計画されているダムで、1992年に決定した国直轄の事業（事業者；開発局）です。1）洪水調節2）流水の正常な維持3）水道用水4）発電を建設目的としたこの多目的ダムは、完成予定2008年、当初予算530億円とされ、計画変更が数度なされながら、2005年7月に示された天塩川水系河川整備計画（案）に盛り込まれ、現在に至ります。

疑問や問題点は、4つの建設目的それぞれにあり、冊子の中で詳しく述べられていますが、1）の治水面では、サンルダム計画は実現可能性に乏しく、科学的検証に耐え得ないと専門家からも指摘を受けています。また、開発局はサンルダムの必要性について、資産が集中する上流域（名寄、士別）の治水が肝心と繰り返しま

すが、実際に流下能力が大きく不足し、洪水が起りやすいのは中下流域であり、サンルダムの効果薄いことは、開発局の示す天塩川流下能力図からも明らかです。

また、3)や4)の利水面に関する問題では、その必要とされる根拠について、具体的な数値による検証はなく、流域住民から望まれていることを強調した説明にとどめられています。今年3月に実施された総務省の政策評価点検では、旭川に建設された忠別ダムの再評価が人口推計過大であると、社会経済の実態を反映していない例として公表されました。サンルダム計画ではこのようなことのないよう、今後の流域委でサンルダムの必要性が事前に検証される事を期待するだけでなく、市民側からも働きかけること必要です。

2)は主に、渇水時の流れの確保から動植物を保全する理由が掲げられています。しかし、ダム建設予定地は道内有数の天然サクラマスが自然産卵を行っており、毎年1000~3000尾の親魚が河口よりサンル川を目ざし200kmもの距離を遡上しています。例えば魚道を設置したとしても、ダム建設により遡上が妨げられ、産卵の場の消失による影響は免れません。また、サクラマスの分布域は狭くアジアに限られ、その資源は、稚魚放流数が増やされる努力も虚しく年々減少が続いています。これは、サクラマスの生活史がサケやカラフトマスと比べ複雑で、河川

生活に大きく依存することが人工孵化事業を難しくし、天然資源に頼らざるを得ない状況にある表れです。このため、河川環境に大きなダメージを与えるダム建設計画には専門家の意見を取り入れた慎重な議論が望まれます。

私たち市民団体らは、5月30日に国土交通大臣へ、冊子内容について開発局と私たち双方による説明と議論の場を設けることを要望し、サンルダム建設中止を求める署名13,878名分を提出しました。私たちの取り組みは、こうした解決に向かわない状況を改善し、実りある議論が生まれるよう、開発局や流域委へ働きかける一方、多くの国民に、この問題を知っていただき、関心を寄せていただくことにも重点を置いています。そして、この取り組みが、大きな世論を生み出すことこそ、天塩川流域住民の方々にも、河川整備計画にとっても、そして何より北海道遺産である魅力ある天塩川を取り巻く自然にとって、後世に誇れるよりよい結果をもたらすはずです。そのためにも署名活動や取組みに賛同する市民や団体を募り、道内各地でサンルダム問題やサンル川の素晴らしさ、知られていないサクラマス生態を身近に感じていただくイベントを継続しています。多くの皆さまのご理解とご協力、そしてまずは私たちの取組みへご参加いただき、天塩川の魅力を是非とも実感していただきたくお願い申し上げます。

サンルダム建設計画と建設反対運動の経緯

1992年

- ・サンルダム建設が正式に決定し「サンルダム建設事業計画書」が作成される
- ・下川町が水力発電所の建設を陳情

1993年

- ・「サンルダム建設事業」着手

1995年

- ・「サンルダム建設事業」のうち「環境影響評価」完了
- ・「サンルダム建設に関する基本計画」告示

1996年

- ・「サンルダム建設を考える集い実行委員会」が結成される。同実行委員会が町民アンケート

トを実施

1997年

- ・ 2月に札幌で開催された「北海道の森と川を語る会」で、サンルダムの問題点を議論。開発局の担当者が「サンルダムは音威子府の水害を防ぐために計画」と説明
- ・ 「サンルダム建設を考える集い実行委員会」が、町に「サンルダムに代わる森と水と土の里づくり構想」を提案
- ・ 河川法が改正され、これまでの治水・利



天塩川

水・親水に加え、河川環境の整備が河川事業の目的に追加される。河川事業の進め方についても、流域委員会を設け、住民・市民の意見を広く聞くことが義務付けられる

1998年

- ・ サンルダム建設に伴う損失補償基準調印式
- ・ 「サンルダム建設を考える集い実行委員会」が「サンルダムに代わる公共投資について天塩川水系の治水整備案」をまとめ、旧建設省などに提出
- ・ 12月に開発局が、天塩川流域の全世帯を対象に「今後の川づくりのためのアンケート」を実施。結果は、堤防整備、河道掘削、河岸保護工、内水対策を求める意見が93%を占め、ダム建設の要望はわずか7%

1999年

- ・ サンルダム建設の準備工事が始まる（漁協の同意は得ず）

2000年

- ・ 「天塩川流域懇談会」が始まる

2002年

- ・ 「天塩川流域懇談会」が「天塩川かわづくりの提言」をまとめる

2003年

- ・ 開発局が「天塩川河川整備基本方針」を策定
- ・ 「天塩川流域委員会」が始まる。市民からの推薦や公募は行われず、委員は開発局による一方的な選定

2005年

- ・ 「第5回天塩川流域委員会」の席上、北るもい漁協の委員がサンルダム建設不同意を表明
- ・ 4月に名寄市内で、流域委員会による意見陳述会が開かれる。約170人の申し込みのうち、13人が陳述。このうち、ダム反対の意見は3件。委員からの質問はなかった
- ・ 5月13日、サンルダム建設に反対する13の自然保護・市民団体が連名で、国土交通省および開発局に、サンルダムの影響についての徹底的な討議、流域委員会の運営の改善を求める意見書、要望書を提出。開発局から回答なし。
- ・ 6月18日に札幌で、13団体の主催で「サンルダム問題を考えるフォーラム」を開催。これに併せ、カラーのパンフレット「未来の子どもたちにサンル川とサクラマスを残そう！」を発行。
- ・ 10月28日に旭川で、大熊教授、村上教授を招き、サンル川の視察と「サンルダムを考える」講演会（冊子に収録）を開催

- ・11月8日、流域委員会に対し、全文掲載議事録の作成と公開、重要問題の検討をする専門部会の設置を申し入れるが、具体的な回答はなし
- ・12月5、6、7日、旭川、札幌、帯広で、元米国内務省開墾局の河川技術者・研究者ウエグナー氏を招き、サンル川の視察と「アメリカでのダム撤去」についての講演会（冊子に収録）を開催
- ・12月22日、全文掲載の議事録の作成と公開を拒む流域委員会に対し、第9回流域委員会の「傍聴記」を作成、公表。

2006年

- ・2月1日、全文掲載の議事録の作成、公開を拒む流域委員会に対し、第10回流域委員会の「傍聴記」を作成、公表
 - ・2月17日、天塩川流域委員会事務局へ11団体連名にて『第12回天塩川流域委員会への提言～第11回流域委員会に置ける問題点と第12回流域委員会における審議課題～』を提出。審議課題を具体的に取り上げることなく、議事全文公開も拒否。
 - ・同日、北海道開発局へ天塩川流域委員会テープ起こしの記録（第1回から第11回まで）について、行政文書開示請求を行う（以後、委員会開催の度に開示請求を継続）。情報開示に伴い開発局から議事全文公開が提案されるも、委員会は拒否。
 - ・3月23日札幌にて、絵本作家の村上康成さんを招き、『がんばれ、ピンク 村上康成さん 北海道の川と魚を語る』を開催
 - ・3月23日、12団体連名にて冊子『サンルダムは本当に必要なのか？～天塩川の治水計画とサンルダム建設計画の問題点～』を発行。旭川開発建設部へ検討を要望。第13回流域委の中で議題となり、委員会は開発局へ精査を求める。
 - ・4月20日、札幌にてサンルダムは本当に必要なのか？～天塩川の治水計画とサンルダム建設計画の問題点～冊子発行記念フォーラムを開催
 - ・4月27日、12団体連名にて、天塩川流域委員会委員長へ『流域委員会の窓口および運営に関する申し入れ書』を提出
 - ・4月29日、環太平洋のサケ科魚類の生態保全、回復に努めるWild Salmon Centerの研究者の方々の来道に伴い、サンル川の現地視察、地元団体との交流会を開催
 - ・5月30日、12団体連名にて、国土交通大臣へ開発局と双方の議論の場を設けるよう、財務大臣へはサンルダムに予算をつけないことを求めた『要望書』を提出。『サンルダム建設中止を求める署名』13,878名分を提出し、サンルダム建設を見直し、即刻中止するよう要望
- また、日本自然保護協会からの意見書提出に合わせ、環境省、水産庁を訪問し、サンルダム問題について陳情
- 同日、第14回流域委員会開催され、開発局による冊子の精査が公表されるも、具体的なデータを示すことない反論で、具体的な内容に乏しい資料に終わる。また、議論の場を設けるかどうかについて、委員会は結論を先送る。
- ・6月19日に旭川で、淀川水系流域委員会の現委員である今本教授、高田教授を招き、講演会『北海道の川のあり方を考える集い～淀川水系の川づくりに学ぶ』を開催
 - ・7月15、16日に下川町で、絵本作家の村上康成さんを招き、『絵本と自然を語る絵本作家で釣り師 村上康成さんを囲む会inキャンプ村』を開催
 - ・9月中旬 サクラマス産卵観察会（予定）

23回目を迎えた サケ出発式

大雪と石狩の自然を守る会

寺島 一男

はる は まぶしいです。はるは だいすきです。絵本作家村上康成さんの「ピンクのいる山」にこんなシーンが登場する。春に生まれたヤマメのピンクが、おなかべこべこ、命からがらの一冬を生き延びて、翌春を迎えたときのことばだ。

その見開きのページには、パーマークのついた小さなヤマメの子らが、群れをなして泳ぐ姿がある。その群に溶け込んで、ひときわ身体の大きいスノーじいさんと寄り添うピンクがいる。生きるすべを身を以て教えてくれたスノーじいさんと、再びピンクは出会ったのだ。

このページには川も水もその色も、背景となるものは何も描かれていない。もちろん春を伺わせる添加物も一切ない。それなのにこのシーンは、春を迎えた生き物たちの喜びと躍動感、

きらきらとした生の輝を一瞬にして感じさせる。すぐれた絵本とはこういうものなのだろう。

このピンクの春を再現するかのように、4月上旬サケの稚魚出発式が、市内を流れる石狩川で行われた。今年で23回目を迎える。日が燦々と降り注ぐ、絶好の旅立ち日和になった。川岸の枝先で、ネコヤナギの薄黄色の花が揺れている。岸辺を打つ雪解け水の音も軽快だ。時ならぬ寒気のぶり返して、河川敷の残雪は例年より幾分多めだが、紛れもなく春は足下にきていた。

出発式の始まる10時近く、バケツを手にした子どもたちが、家族連れや友だち同士で三々五々集まってきた。バケツの中には、暮れから手塩にかけて育てたサケの稚魚が跳ねている。



ら、当然のことだ。かつてこの上川盆地は、北海道のサケの三大産卵場の一つだった。だからといって、どの川にもサケがのぼっていたわけではない。石狩川や忠別川などの限られた川と場所だったが、それでもその恵みは大きかった。旭川博物館学芸員の瀬川拓郎さんによると、明治の初期アイヌの人たちは、年間九万尾ほど捕獲していたと推定している。それほど捕れたサケが、いまではすっかり途絶えてしまっている。その姿を再び取り戻したいと、アイヌの人たちも伝統文化を超えて回復に取り組んでいるのである。

出発式では、石狩川を野生のサケのふるさとにしようという主催者のあいさつ、旭川市長のメッセージに続いて、飼育した子どもたちを代表して末山詩音くんがサケを送ることを読み上げた。詩音くんは、4カ月の飼育期間中自分でサケの世話をし、その間サケを見続けて日記をつけた。彼の口から飛び出した印象的なことばは、「たのしい4カ月をありがとう」「川や海をきれいにしていれば、サケはきつと帰ってくる」だった。

飼育された5000尾のサケは、参加した200人を超える市民の手によって、元気よく数千キロにわたる回遊に旅立った。

絵 本に登場するピンクは、その後海へ下りサクラマスになって、恋人のパールと一緒にふるさとの川に帰ってくる。日本では古来、このサクラマスをマス、シロサケをサケと呼んで区別していたが、生物学的な違いはなく学問的にはサケ属として同じ仲間とされている。サケ属の仲間には、このほかにカラフトマ

サケ君たち 元気でね

旭川

自然守る会 稚魚5千匹放流

市民グループ「大雪と石狩の自然を守る会」(寺島一男代表)は九日、旭川市末広の石狩川に架かる秋月橋右岸広場でサケの稚魚約五千匹を放流した。会員や市民ら約百人が参加し、元気に泳ぐ稚魚を見送りながら「旅」の無事を祈った。

「石狩川を野生のサケのふるさとに」を合言葉に一九八四年から続けている取り組みで、これまで約十万匹のサケを放流してきた。昨年十月、道

立水華ふ化場(恵庭市)から卵を提供され、会員らが自宅などで育ててきた。この日は、稚魚出発式として、旭川アイヌ協議会チカップアイヌ民族文化保存会のメンバーが伝統式「カムイノミ」を行い、稚魚の安全な旅立ちを祈願した。引き続き、飼育に協力した市民を代表して高台小五年の末山詩音君(七)が「サケ君たち、いってらっしゃい」と呼びかけ、体長五センチほどの稚魚を二斉に放流した。旭川では二〇〇三年、約四十年ぶりにサケの遡上をサケの産卵の古里にしようという思いで、旭川市と寺島代表は「旭川」と話していた。



安全な旅立ちを願い、バケツや紙コップに入れたサケの稚魚を放流する市民

北海道新聞 2006年4月10日(夕刊)

出 発式は、アイヌの人たちによるカムイチュエプ・ノミ(神の魚への祈り)から始まる。祭壇を設け、火をおこし、イナウを立てて祈る。

儀式を執り行うのは、チカップニアイヌ文化保存会会長の川村兼一さん(シンリツ・エオリバック・アイヌ)だ。私たちも儀式に参加している。

アイヌの文化には、サケを迎える儀式アシリチュエプ・ノミ(新しい魚への祈り)はあるが、送り出す儀式はない。ふ化放流などしないか

スやマスノスケ、ベニザケなど外来種も含めて七種が挙げられている。イトウやイワナも広くはサケの仲間(サケ科)だ。そのため現在では、サケ科魚類を一括してサケ・マス類と呼び慣わしている。

それにしてもサケの仲間は、知るほどにおもしろい。とりわけシロザケの生態は、ロマンに溢れ神秘に満ちているといってもよい。受精、ふ化、発生、降河、回遊、回帰、成熟、遡上、産卵と、その一つ一つの過程が極めてドラマティックである。それはきっと大きな目で見ると、サケに限らず自然界に生きるすべての野生生物にいえることなのかもしれない。だが、私たちはそのドラマをめったに目にすることができない。サケはそのステージの一部をかいま見せてくれる、貴重な生き物である。

シロザケの多くは、成熟・遡上が始まるとほとんど餌を口にしない。遡上と産卵に必要な体力だけを残して、回遊で身につけてきたエネルギーをすべて卵に回すためだ。体力を持ち過ぎると卵が成熟しない、少な過ぎれば産

卵ができない。命をかけた最後のぎりぎりの調整をしているのだ。

多くの生き物が必ず誕生したわが子の顔と成長を見届けてから死ぬのに、シロザケの親魚にはそれが許されていない。自分が生き残ればただでさえ少ない子どもたちの餌を奪うことになる。その競争を避け、なおかつ死ぬことによってわが身を分解し川の生産力を上げて、わが子の成育の肥やしにしているのである。

もちろんこのことを以て、サケを情動的な特別な生き物にしたいのではない。サケは自然の摂理に従ってサケとしての生き方を全うしているだけである。それをどう見るかは人間の勝手である。しかし、自然界のこのような営みを、人間を生みだし人間を包む自然の生の輝きとして捉えるか否かは、やがて人間の行く末を大きく左右するに違いない。地球の温暖化がじわじわと進行し、身の回りで生き物たちの異変が起き始めているいま、自然の変化に私たちはもっと注意を払い、自然の壮大で繊細な営みに謙虚に向かい合う心が必要なのではないだろうか。

北海道新聞 2006年4月18日

旭川の市民グループ「大雪と石狩の自然を守る会」(寺島一男代表)は十六日、旭川市内の石狩川で、川底に造成した人工の産卵床で育ったシロザケの稚魚を放した。より自然な状態で繁殖させようという道内でも珍しい試み。同会は「無事に帰ってきてほしい」と話している。

人工産卵床で育ったサケ 稚魚600匹本流へ

旭川の市民団体

シロザケの稚魚を流す同会の運営委員ら



産卵床は同会が同川本流に並行するわき水の分



無事に越冬し、元気良く石狩川を泳ぐ稚魚

このうち四千個は自然にふ化して下流へ旅立ったため、この日は同会が観察用として金網などで作ったケースに入れた千匹が対象。同会の運営委員や市民ら十一人がケースを川底から取り出すと、無事に越冬した体長四センチの稚魚約六百匹は、元気に川の中を泳いでいた。

サケは二〇〇八年秋に戻ってくる予定で、寺島代表(右)は「ゆくゆくはこの場所に戻ってきたら」と期待を寄せている。

(金勝広)

登山の権利と山を守る義務

— 労山自然保護憲章 —

北海道道央地区勤労者山岳連盟 自然保護委員会

委員長 今野 平支郎

その1 (憲章制定の経過と憲章の意味)

労山は、それまでの一部エキスパートの学生・社会人の登山を、一般社会人、特に働く人々のスポーツとして定着させる大きな役割を果たした。現在国内の山では「山で石を投げれば労山に当たる」というまでに活発な登山活動を行っている。山野に入り精神と肉体の健康を増進する事は世界自然憲章(1982.10.28)で、「人間は自然の一部で、生活のエネルギーは自然本来の機能に依拠している…自然とともに生活する事は…人間の想像力と、休憩、レクリエーションのためになる」と定義している。

同時に「全ての生命形態は固有のものであり、人間にとって価値があるか否かに関わらず尊重されるべきであって、そのため人間は行動を自己規制しなければならない」と、人間の都合だけで地球環境を支配してはならないとしている。

労山は、登山する権利を主張するとともに、清掃登山をはじめ、自然を守る運動を積極的に行ってきた。これは世界自然憲章の精神とも合致するものである。今回自然保護憲章を制定したのは、これまでの運動から学び定式化し、今後の自然を守る運動の指針とするものである。

1. 自然保護憲章制定の背景と歴史

1. 策定の背景 (山岳自然の荒廃)

1-1. 地球規模の地球環境の破壊

20世紀は自然破壊の世紀といわれている。人

口の増加と生活レベルの向上、特に180年前の産業革命以来の生産性向上などによる地球温暖化、化学汚染、廃棄物による汚染が進行した。

山岳環境では、緑に対する被害が進行、立枯れ、高山植物後退現象、氷河の後退など顕著である。

1-2. 「開発」による荒廃

直接的な山岳環境の荒廃は、山岳に対する「開発」事業を上げることが出来る。その地帯を通過する道路、観光目的のロープウェイなどの諸施設、砂防ダム、大規模「林道」などである。

これらの開発事業は、それぞれの目的に添って行われ、また建設する場合は自然に対する影響を考慮し、事前に環境アセスメントを必ず行うことになっている。しかし、目的や効果が不確実であったり、アセスメントが事業内でおこなわれ、更に初期の目的が「資源開発」なのに、開発すべき資源が無いので、途中から目的を「広域道路」に変えるなど、「開発のための開発」という事例が後を絶たない。

現在資金不足から一部の開発事業が停止又は中断している所もあるが、総体的には「開発」の進行は止まっていない。

1-3. 登山者による山岳汚染

現在は、かつての登山ブームでは無いが、中高年者による登山が盛んである。特に営利登山が隆盛を誇っている。営利登山は集団登山が主力で、山岳環境の破壊に拍車をかけている。こ

のような集団登山は山岳団体のパーティに比べ、パーティのコントロールが困難で、通常社会のマナーの荒廃がそのまま現れ、山岳環境の破壊を促進する。ゴミや空き缶、ビニールのポイ捨て、トイレの紙の散乱、高山植物の踏みつけなどに現われる。

1-4. 労山の自然保護運動の纏め

以上が自然保護憲章策定の山岳自然環境荒廃の背景だが、これとともに21世紀は地球環境(保全と回復)の世紀という世界的な流れ、更に労山の永年の自然保護運動を現時点で纏めるといふ必要性もあり、憲章が策定された。

2. 憲章制定過程の流れ

- 02年10月 自然保護担当者会議(青森)「憲章制定構想提示」
- 03年7月 第1回制定委員会「基本的な認識討議と、課題抽出」
 - 10月 第12回自然保護集会(京都)「自然保護についてパネル討議」
- 04年7月 第2回制定委員会「各地の課題別リポートを討議」
 - 10月 第3回制定委員会「課題別認識討議」
 - 11月 自然保護担当者会議(石川)「制定に当たっての基本的考え方の提案」
- 05年2月 全国評議会「自然保護憲章制定中間報告」
 - 3月 有識者懇談会(東京)「外部の有識者の意見を聞く会・アンケート」
 - 4月 第4回制定委員会「第1次憲章案の検討」
 - 4月 第1次案地方連盟発送
 - 4月～9月 全国討議・意見集約
 - 8月 道央地区連盟集団説明会
 - 10月 第5回制定委員会「全国討議を受け第2次案検討」
 - 11月 第13回自然保護集会(愛知)「第2次案の提案と討議」
- 06年2月 全国総会「憲章制定」
 - 以上が、全国連盟を中心とした討議の経過で

ある。道央地区では03年から04年に掛けて、「素案」の段階で、延べ6つの会で説明と意見集約を行い中央に意見を集中した。労山が主催する市民登山教室、登山研究集会でも自然の荒廃の現状、労山の自然保護憲章の意味などを発表し、広く市民にも憲章普及の努力をしてきた。また制定委員会では、北海道から持ち寄った意見の多くが採用され憲章に反映された。それは北海道の自然保護運動が多くの教訓を含んでいたことと、整理して意見を上げたことによると思う。

II. 北海道の自然を守る運動

2-1. 運動を背景にした憲章

憲法や憲章は、過去の経験を生かし、現状を踏まえて、将来を展望するというものが普通である。労山の自然保護憲章も、労山創立(1960年)以来、自然保護を正面に掲げて運動してきたことを土台にして作成された。とりわけ1974年から取り組んできた全国一斉清掃登山(後にクリーンハイクと名称変更)は、労山が自然保護運動に取り組んでいる姿勢を内外に示すものであった。

労山の自然の保護に対する取り組みは、「自ら山を汚さない」「山の自然を回復する」から「山の破壊と汚染を許さない運動」と多岐にわたる。ただこれらの運動は、地域性や個別の運動により考え方の違いや個性がある。これらの運動を分析し、特徴を明らかにし、今後に成果を引き継ぐ事は大切なことである。従ってこの憲章は、過去の運動実績を土台にしたもので、単なる理想を掲げたものではない。

2-2. 北海道の自然保護運動の特徴(全国の運動は略)

北海道は、本州の都府県に比べ面積が広いだけでなく、自然植生(自然)が占める割合が多い。日本全国の国土面積に対する自然植生の比率は、国土面積の19.3%に過ぎないが、このうち北海道に58.7%が分布(地球環境キーワード事典:環境庁地球環境部・1999年)している。従

って、北海道における自然保護運動は、この自然を「開発」する行為から、自然を残そうとする運動である。

北海道には、開発庁(後に局に縮小)という、他の都府県にはない特別の予算を持つ役所を置き「開発」を促進している。この「開発」は当然山岳地帯にも及び、貴重な自然を破壊し続けている。

労山は、自らのフィールドを守るため、自然を残し、国民の税金を無駄に使用させない、という目的からこれらの運動に参加してきた。以下その主な運動とその特徴を示します。

(1) 大雪山縦貫道路建設反対運動(1971~1996)

大雪山国立公園の中心部に連絡道路を企画し途中まで建設したが、自然植生を破壊すると反対運動が湧き起こり中止。労山も調査などで協力した。

(2) 日高横断道路建設反対運動(1984~2003)

日高(山脈)国定公園の中心部に、全長101kの開発道路建設を計画、18年間工事を続けたが、予算不足と、反対運動により中止。この事業は「時のアセスメント条例(※1)」適用第1号になった。労山は運動の最初から参加、最後まで大きな役割りを果たした。また、建設中止署名を全国連盟に依頼し、大きな支援を得た。

(3) 手稲山スキー場建設反対運動(1985~1986)

札幌の西に位置する手稲山南面に大型スキー場建設計画が起こり、貴重な自然林を残すため反対運動が起こり、計画段階で中止。労山は調査・署名などで運動に参加。

(4) 知床国有林保存運動(1986~1987)

知床半島の国有林(天然林)1万本伐採計画に反対し、一坪買い取り運動(ナショナルトラスト運動)を展開、計画を中止させた。この後この運動に参加し者が町長に当選し、後の知床半島の世界遺産登録につながった。

(5) 土幌高原道路建設反対運動(1988~1999)

東大雪然別湖への連絡短縮道路建設に対する反対運動、工事予定地に風穴とナキウサギ生息地があり、生物多様性条約などを活用し、道路建設の中止を求める裁判を起した。

労山も原告側に名を連ねた。北海道はこの事例をもとに「時のアセスメント条例」を制定し、今後の公共事業などに適用することになった。道は工事を中止した。道央地区連盟はこの問題を全国労山に訴え大きな支援を得た。

(6) 高山植物保護活動(1998~現在)

アポイ岳・夕張岳・キリギン山・大平山・西別岳などで高山植物が盗掘され、高山植物が被害を受けた。また最近の集団登山による高山植物の踏みつけなどがあり、これらを防止するために、自然保護団体などが高山植物盗掘防止ネットワーク委員会を結成し、道央地区労山もこれに参加し独自のパトロールなどを実施。この運動の中で北海道は「希少動植物保護条例」を制定し高山植物などの保護姿勢を示した。

しかし、現在一部の山域で地球温暖化に伴うと思われる高山植物の後退現象が起き、高山植物を守るために、根本的な対策を求められることになった。

(7) 山のトイレ問題(1999~現在)

北海道の山域は広大で、トイレ問題も特定の方式を求めず、日帰り可能な山域と、宿泊が必要な山域とを分離して考慮しなければならぬ。登山口やキャンプ地にトイレの建設、携帯トイレの普及、既設トイレの汲み取りなどである。

これまで「山のトイレを考える会」を中心に問題を提起してきたが、労山は個人的にこの組織に参加し、組織としては山のトイレデーに参加している。これまで山を管理する行政に対し環境に配慮したトイレ建設を要請し、黒岳・トムラウシなどにバイオトイレを建設、2006年現在美瑛岳にトイレをつくる事を求める署名を行っている。

(8) 大規模林道建設中止を求める運動(2003~現在)

現在自然を掘り崩す大型の公共事業は、北海道では、大規模林道で、滝雄・厚和線67.5k、置戸・阿寒線71k、平取・えりも線92kの3工事区で、工事費は総額1267億円(2003

年現在)を見込んでいるもので、必要性も効果も殆ど検証されず、特に日高山脈を縦断する路線は貴重な自然を削り、工事による崩壊が進み2次災害が進んでいる。

労山は、日高セミナーの一環として現地視察を行い現状を伝える努力を始めている。

(9) 日高幌尻岳山岳環境検討委員会 (2006～現在)

日高山脈で唯一深田百名山に挙げられた日高幌尻岳に、登山「客」が集中し、山岳環境が悪化し、環境問題を検討する委員会を地元日高フアンクラブを中心に立ち上げた。

労山もこの委員会に参加し、問題の解決方法を一緒に考えることにしている。

この検討委員会には、登山団体などの利用者と、山の管理責任を負っている官庁が参加し共通の方向(山岳環境を守る)を目指している。

2-3. 北海道の自然保護運動の纏め

以上の北海道の運動は、憲章制定過程で、他の都府県の運動とともに全国に紹介され、憲章本文にその精神が反映している。以下これまでの運動の内容を簡単に纏める。

(1) 北海道の自然保護運動は、自然の面積が多いだけに、必然的にその自然を破壊するものに対する闘いという性格が多いのが特徴である。これまでの主要な運動は中止又は停止という成果を得ている。

これ以外には、清掃登山、登山道整備、高山植物保護活動など山の汚染や荒廃を回復するボランティア活動、山のトイレを改善又は新設し、携帯トイレ持参運動などの山を汚さない運動が進められている。

(2) これらの運動の中で、各種の制度が出来た。知床原生林保存では「ナショナルトラスト運動」、土幌高原道路では「生物多様性条約」を盾に工事を止め、「時のアセスメント」という制度を生み出した。日高横断道路では、この「時のアセスメント」を適用し工事中止の根拠を引き出した。

(3) 他団体との連携

以上述べてきた運動は、労山のみで独自に進めたものは少なく、殆どは自然保護団体や市民団体等との連携の下で進められたものである。この事は重要で、自然破壊は地球温暖化など地球規模のものは別にして、個々の地域で起さされていて、これに対し個々に取り組んできたが官庁や大型予算を伴うものには対抗できないので、それぞれの現象を相互に広め理解し協力し合うことが必要である。

2006年になり「日高幌尻検討委員会」が発足したが、道央地区労山も参加している。この組織は新しい形の山岳環境を守る組織になり得る可能性がある。山を管理する行政として環境省(出先機関)、森林管理局(出先機関)、町役場。山を利用する側として山岳団体(複数)、山岳ガイド。自然保護団体から複数の団体が参加し構成している。これらの構成団体は必ずしも利害が一致しているわけではないが、山岳環境を守るという一点で共通の土台を持っている。

設立されたばかりで先行きは不透明だが、このような組織は今後の自然保護運動組織の有力なサンプルとなり得る。

特に、今後地球環境悪化から自然を守る事を必然的に求められる事になると思うが、これなどは、ローカル思考では取り組めないのが、総合的な視点と行動が必要である。

(4) 道央地区労山が加入している自然保護関連組織

- ・北海道自然保護連合
- ・高山植物盗掘防止ネットワーク委員会
- ・日高幌尻岳検討委員会
- ・北海道大規模林道ネットワーク(間接加入)
- ・山のトイレを考える会(間接加入)
- ・ナキウサギ裁判原告団(終了)
- ・止めよう日高横断道路全国連絡会(終了)

(憲章本文と解説など次号に掲載します)

当連合と他の自然保護団体4団体は、台風被害地への殺鼠剤散布反対の要望書を提出しました。

北海道森林管理局長 様
胆振東部森林管理署長 様

北海道自然保護協会	会長	佐藤 謙
北海道自然保護連合	代表	寺島 一男
ヒグマの会	会長	金川 弘司
野生動物のすめる森づくりネットワーク	代表	新沼 友啓
自然林再生ネットワーク	代表	前田菜穂子

2004年台風18号被害地の森林再生及び丸山地区で検討されている殺鼠剤散布についての要望

2006年6月7日北海道新聞朝刊によると、2004年の台風18号で倒木被害を受けた丸山地区の国有林で植林したカラマツ、アカエゾマツ、トドマツの苗木4万5千本のうちカラマツを中心に5割近くがネズミの被害を受け、道森林管理局では殺鼠剤散布を検討するとされています。

丸山地区には洞爺丸台風の際に被害を受けた森をそのまま人の手をいれず森林回復させた保全林がありますが、非常によい生態系回復がなされ広葉樹の自然林が復元されており、苫小牧東部森林管理署での先見性と当時の英断に敬意を表するものです。

また、ヒグマの会が6年前から苫小牧東部管理署と契約してボランティアの森で試みている、萌芽更新による森林再生は良好な結果が得られつつあります。

丸山地区では森林生育に欠かせない腐葉土を取り払い、地がきして、火山灰土をむき出しにしたところにカラマツ、アカエゾマツ、トドマツの苗木を植える方法がとられていますが、特に在来種ではないカラマツはエゾヤチネズミの摂食に対する抵抗性が乏しく、ネズミの被害を呼び起こす樹種で、これを防除するために殺鼠剤を散布することは、現在の需要からみてもカラマツにすべきメリットよりデメリットの方が大きいと考えられます。

丸山地区も含めて樽前山麓から支笏湖周辺にかけての一带は、生態系でアンブレラスピーシーズであり指標動物であるヒグマの重要な生息地であるとともに重要な水源地でもあります。このようなところでの殺鼠剤散布は生態系破壊をまねくことになり、ネズミの食害より深刻かつ重大な問題となり、生物多様性条約を批准しているわが国にはそぐわない方法であることを指摘しなければなりません。

ネズミの食害を起こさない樹種の選定や多様な植林方法を是非前述した成功前例を参考にされ、ご検討いただきますようここに強く要望申し上げます。

北海道自然保護連合2005年度会計報告

2006年当連合の代表者会議が5月13日に開催されました。代表者会議において承認された一般会計報告は次の通りです。

収入	前期繰越金	648,788
	団体加盟費	87,000
	賛助会費	99,000
	カンパ金	15,000
	広告料	90,000
	受取利息	124
	合計	939,912

支出	事務費	16,579
	会報印刷費	241,920
	会場費	10,915
	通信郵送費	64,530
	旅費交通費	53,880
	予備費	2,000
	合計	389,824

次期繰越金 939,912 - 389,824 = 550,088


北の自然 No.77

2006年7月31日発行

発行 北海道自然保護連合
 事務局 札幌市南区川沿10条3丁目12-2
 小山 健二様方
 TEL・FAX 011-572-2069

発行人 寺島 一男
 賛助会費 年間3,000円
 郵便振替 02710-5-4071
 印刷 (株)北海道機関紙印刷所

表紙写真 反橋 一夫氏



〈全日本登山とスキー用品専門店協会会員〉

登山とアウトドア専門店

秀岳荘

(本店) 〒001-0012 札幌市北区北12条西3丁目
 TEL011(726)1235
 営業時間 AM10:00~PM7:00 ●月曜定休

(白石店) 〒003-0026 札幌市白石区本通1丁目南2
 TEL011(860)1111
 営業時間 AM10:30~PM7:30 ●水曜定休

(旭川店) 〒070-8045 旭川市忠和5条4丁目
 TEL0166(61)1930
 営業時間 AM10:00~PM7:00 ●月曜定休

<http://www.shugakuso.co.jp>